

(二) 愛育醫院の充實

- 1 小兒科擔當の醫員を増員し現在醫長一人、醫員三人を醫長一人、醫員五人とする外、耳鼻咽喉科及皮膚科の囑託醫を置く
- 2 産科を新設し醫長一人、醫員二人、産婆二人、看護婦六人を置く

(三) 相談所及母親學校

相談所の事業を擴張し深川區住吉町深川母子園に健康相談所を開設す

母親學校を設け一期約五十時間の豫定を以て年三回之を開き兒童を同伴せしめて實際的指導を行ふ

第三、愛育隣保館に關する事項

(一) 戦死者遺族保育講習

軍事保護院の援助を受け本年三月開始の戦死者遺族保育講習は本年度に於ても引續き之を施行し九月中旬終了の豫定なり

(二) 乳兒の哺育

現に隣保館に於て實施しつつある幼兒の保育と關聯して乳兒の哺育は隣保館の使命を達成する上に於て最も必要なる事なるが故に經費の許す場合に於ては乳兒の哺育を開始し愛育研究所と聯絡して乳兒の榮養其他保護に關し實際的指導をなさむとす

社団法人日本産業衛生協會の健康保險法の改善に對する決議

社団法人日本産業衛生協會理事會に於ては昭和十五年四月二十三日同協會内社會保險制度及醫療制度調査委員會の調査になる健康保險法の改善に對する決議案を承認決定、五月十七日理事長より保險院社會保險局長宛提出した。其の全文を掲ぐれば次の如くである。

健康保險法の改善に對する決議

一、定額式に由る適性診療報酬の決定

說明

本年度日本醫師會との診療契約は諸種の點に於て改善されたるも府縣により診療の報酬動搖するのみならず、而も往々にして高物價を示す大府縣に於て低額なるを以て、被保險者に満足と與へ得ず、又保險醫にも經濟上の不安を齎し、延いては診療内容を更に低下するに至る虞あり。故に地方的事情を考慮し、且診療方法並に診療經濟上の合理性を具備せる定額報酬を制定すること

但し、この制定に當りてはたゞに政府並に醫師會のみならず、此の方面に造詣深き民間人をも之に參與せしむるの必要あり

二、被保險者の診療費一部負擔

說明

被保險者の診療費負擔なき現行制度は亂診濫療を來す虞多きを以て、診療費の極めて少額を被保險者に負擔せしむること

三、保險醫療機關の整備

說明

イ、専門醫制度の實施

保險醫の技術及教養には多くの段階あるにも不

拘、その診療報酬は低額單一化を目標として實施されてゐる

これは一方被保險者に安心と満足とを與ふるの道に非ざると共に、他方醫師にも亦満足と與へざる理由である。この弊を除去する爲には新に専門醫制度を設くるの必要あり。即ち、専門的醫術に深き造詣を有する醫師を以て専門醫とし、その撰定を嚴格にすると共に、専門醫たる保險醫の報酬と一般保險醫の報酬との間には適切且妥當なる區別を立つること。尙専門醫の撰定に關しては適當なる資格規準を定め、特に委員會等を組織して慎重に撰任すること

ロ、保險醫の指定

(1) 健康保險法施行當初に於ては開業醫全部を保險醫たらしめるために種々の情弊を生ぜり。依りて社會保險を理解せず、或は社會保險醫療をなさざる有名無實なる保險醫に關して合理的制限を行ふこととする

(2) 私立診療所に於ける醫師にして社會保險を理解し之が診療を希望するものに就ては、その設備不完全ならざる限り銓衡の上之を保險醫たらしむること

(3) 現行制度下に於ては、日本醫師會は醫者に非ざる者の設立する病院例へば大會社の社長が表而上病院の設立者たる場合、産業組合設立の病院等を政府管掌保險の保險醫たることを欲せざるが如き場合あるも政府は醫師に非ざる者の經營する病院と雖社會保險醫療に適するものは廣く之を指定され度きこと

四、給付困難なる地域に於ける直接給付

説明

給付困難なる地域に於ける被保険者に對する醫療給付は日本醫師會の請負契約より削除し、保險者に於て直接給付の制度に改むること

五、重症者の診療(入院診療を含む)の重視

説明

從來の經驗に徴し且現下の情勢に鑑み、重症者の診療(入院診療を含む)に重點を置きたる診療制度に改むること。從來は多數の輕症者は比較的充分なる診療を受けたるも、重症者は保險經濟等のために未だ不充分、不完全なる診療を受ける者あり。此の事實は診療内容の一般的低下を意味し、重大なる問題を提起しつゝあるものなり

六、結核保險(假稱)制度の創設

説明

結核病診療を各種社會保險より切離し、新たに結核保險(假稱)制度を創設し、一般健康保險の療養給付六ヶ月を経過して尙未治なるものを凡て該保險に加入せしめ、轉歸迄治療し以て結核病に對する豫防及醫療の完璧を期すること

説明

結核病以外の長期慢性病のため勞務不能なる者の診療には特に發疾保險の制度を考慮すること

八、家族健康保險制度の擴充

説明

被保險者より一定の家族保險料を徴收し、以てその家族の保險醫療を徹底すること (次頁に續く)

一九三九年獨逸の婚姻、出産及死亡(總數)

全 國	婚姻		出生		死亡		自然増加	
	件數	率	件數	率	件數	率	件數	率
全 國	944,246	1.633	1,633,078	3.855	1,009,290	2.244	623,788	1.399
舊領土内	772,106	1.407	1,407,490	3.150	853,410	1.844	554,080	1.234
舊オーストリー	177,530	1.381	225,588	3.700	101,646	1.511	37,180	0.557
ズデーテン獨逸	49,434	7.720	74,720	1.875	47,266	5.184	27,454	7.011
メーメル地方	1,526	3.082	3,082	8.5	2,268	3.69	914	1.828
舊ダンテヒ自由市	3,660	8.960	1,900	4.900	4,900	6.53	4,060	10.722

一九三九年獨逸の婚姻、出産及死亡率(前年及一九三三年と比較)(人口千に付)

全 國	婚姻率		出生率(死産を除く)		死亡率(死産を除く)		自然増加率	
	一九三九	一九三三	一九三九	一九三三	一九三九	一九三三	一九三九	一九三三
全 國	1.633	1.599	3.855	3.711	2.244	2.199	1.399	1.366
舊領土内	1.407	1.373	3.150	3.016	1.844	1.799	1.234	1.201
舊オーストリー	1.381	1.347	3.700	3.566	1.511	1.466	0.557	0.524
ズデーテン獨逸	7.720	7.586	1.875	1.741	5.184	5.050	7.011	6.877
メーメル地方	3.082	3.048	8.5	8.1	3.69	3.65	1.828	1.794
舊ダンテヒ自由市	8.960	8.626	4.900	4.566	6.53	6.202	10.722	10.388

舊オーストリーの一九三七、八、九年に互る人口動態(總數)

年 代	婚姻		出生		死亡		自然増加	
	件數	率	件數	率	件數	率	件數	率
一九三九	177,530	1.381	225,588	3.700	101,646	1.511	37,180	0.557
一九三八	177,530	1.381	225,588	3.700	101,646	1.511	37,180	0.557
一九三七	177,530	1.381	225,588	3.700	101,646	1.511	37,180	0.557

九、保險制度の休養期間への延長

說明

傷病治療による診療打切りは必ずしも労働可能、作業場への復帰を意味せざるを以て、此の兩者間に休養期間を設け茲にも保險制度を延長すること

一九三九年獨逸の婚姻、出生及死亡

統計の發表

昨一九三九年に於ける獨逸の人口動態の集計結果は全國統計局機關誌 Wirtschaft u. Statistik 1940 Nr. 9 に發表されたが、一九三三年ナチス政權確立以降その出產減退の國民的危機を克服して驚異的な回復傾向を辿り來つた獨逸は昨年亦引き続き好調を持續してをり、特に獨逸へ歸屬後の舊オーストリー、ズデーテン獨逸地方等に現はれた未曾有の出產増加の如きは世界の識者をしていよ／＼矚目せしむるに足るものがあるといへよう。其の主要統計は別掲の如く、之に對する全國統計局の附帶的説明の大意を摘記すれば以下の如くである。

婚姻に就いて

一九三九年に於ける全國婚姻數の未曾有の増大(前年に對し一七四、八二一件増)は、一つは獨逸への歸屬後に現はれたオーストマルク(舊オーストリー)及ズデーテン獨逸地方に於ける顯著な婚姻増加に依るものであるが、之と共に開戦以來とり結ばれた多數の戦時結婚に依る所も多い。七・八・九月中にも前年同期に比し著しい増加を見せてゐるが、更に十・十一・十二月中には對前年同期に對し實に三五・七%の増加となつて

一九三八	九〇、〇一二	九四、三六四	二、四六九	九四、九九二	七、三七六	(-)	六〇八
一九三七	四六、三〇八	八六、三四二	二、四四七	八九、九五八	七、九三八	(-)	三、七二六

舊オーストリーの(1)一九三七、八、九年に互る人口動態(人口千に付)

婚姻率	出生率	死亡率	自然増加率	乳幼児死亡
一九三九	二〇・九	一五・三	五・六	七・四
一九三八	一三・四	一四・一	〇・一	八・三
一九三七	六・九	一二・九	〇・五	九・二

(1) 現在オーストマルクとよばれてゐるが、現行政區劃としてのオーストマルクはズデーテン獨逸地方の一部を加へてゐる。
(2) 一九三九年九月一日以降の戰死數を除く。

ズデーテン獨逸地方の(1)一九三〇―三九年度の人口動態(人口千に付)

婚姻率	出生率	死亡率	自然増加率	乳幼児死亡
一九三九	二一・九	一三・八	八・一	六・九
一九三八	一四・二	一二・九	一・三	八・九
一九三七	一四・二	一三・二	一・〇	九・七
一九三六	一四・四	一三・〇	一・四	一〇・三
一九三五	一四・七	一三・三	一・四	一〇・七
一九三四	一五・六	一二・八	二・八	一一・〇
一九三三	一六・〇	一三・四	二・七	一一・六
一九三二	一七・五	一三・三	四・三	一一・九
一九三一	一八・四	一三・八	四・六	一二・〇
一九三〇	一九・四	一三・六	五・七	一二・八

(1) 現行政區劃に於ける Reichsgau Sudetenland は所謂ズデーテン獨逸地方より小き。
(2) 一九三九年九月一日以降の戰死數を除く。